

平成28年度 第1回釧路市総合教育会議

釧路市の小・中学生の いじめの実態



平成28年9月30日(金)

釧路市教育委員会

「いじめ」とは



いじめの定義

平成17年以前

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を**継続的に加え**、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

平成18年以降

当該児童生徒が、**一定の人間関係にある者から**、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

平成23年

いじめ防止対策推進法

児童生徒に対して、**当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係ある他の児童等**が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（**インターネットを通じて行われるものを含む。**）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

釧路市の小・中学校の いじめの認知件数

小学校	1	1	5	件
中学校	6	7	件	

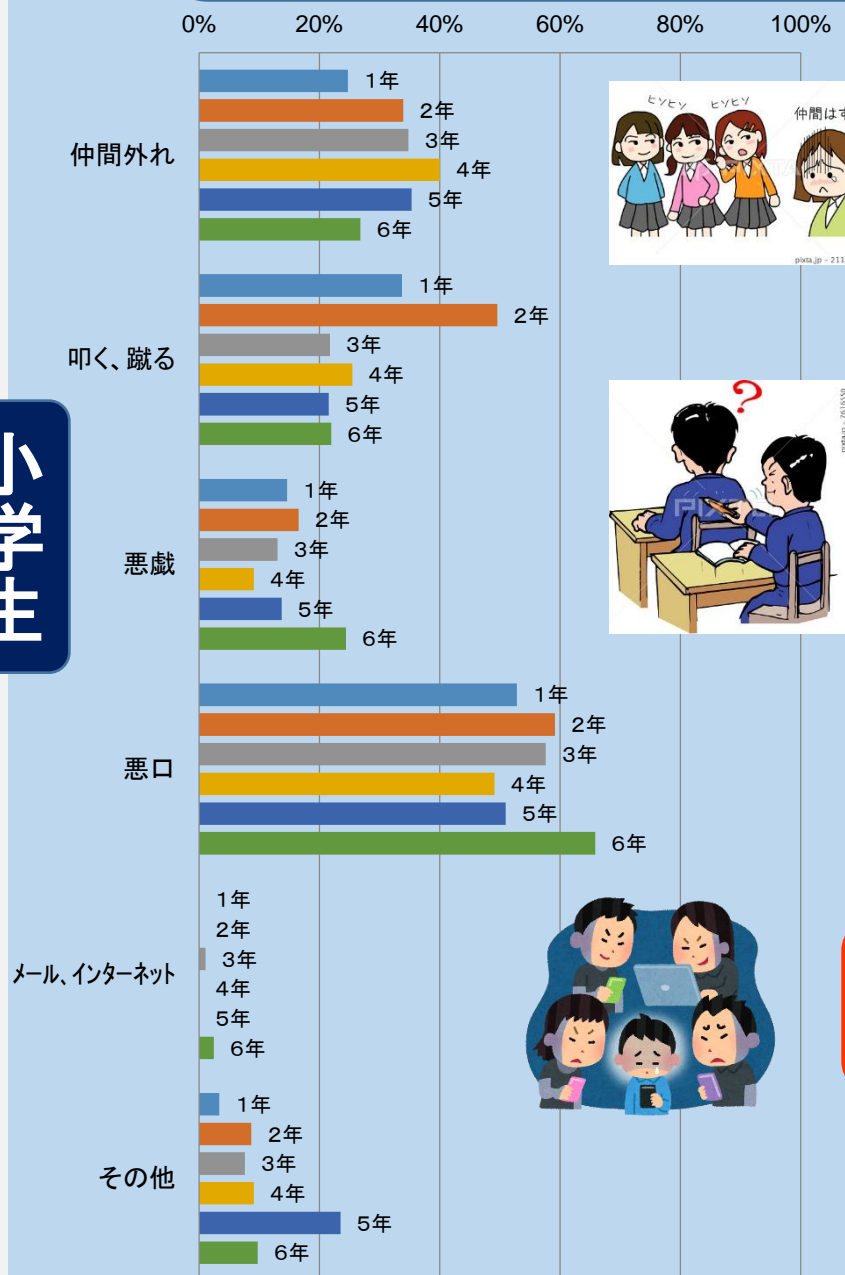
平成27年度

北海道教育委員会 「いじめ問題への対応について」調査

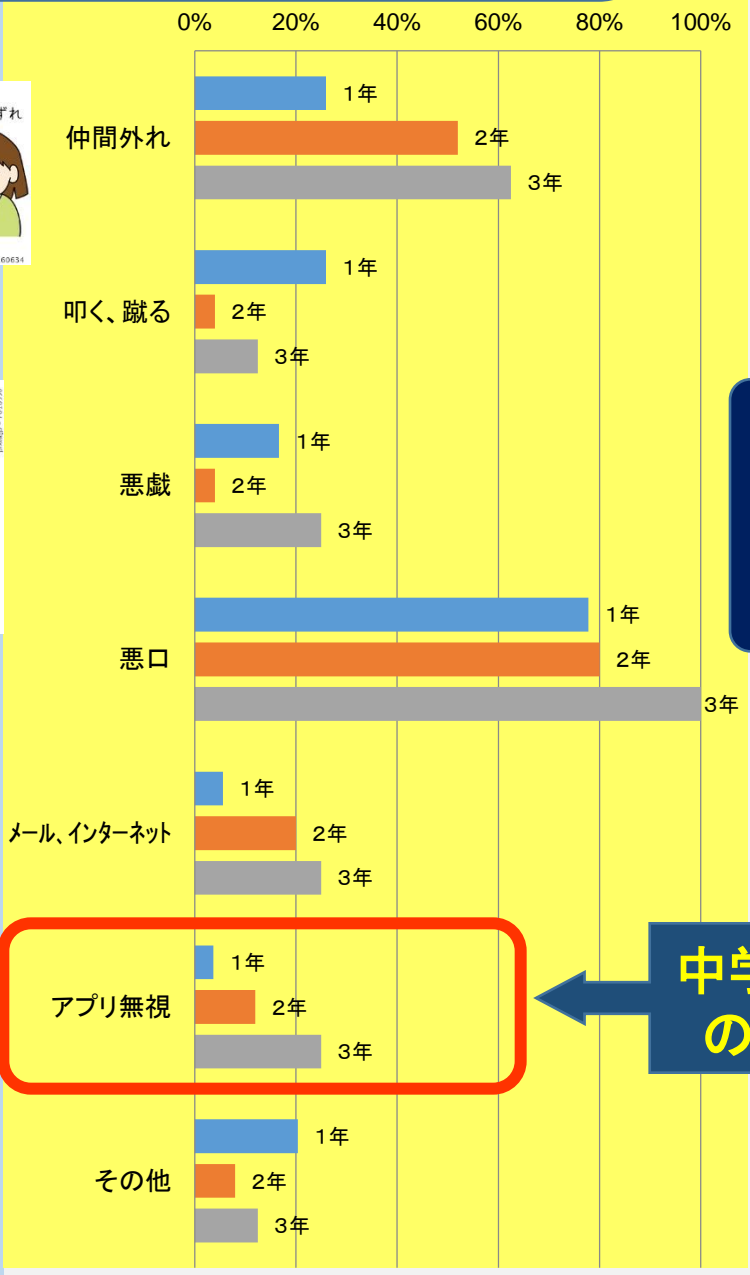
文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

どのようないじめをされましたか？

小学生



中学生



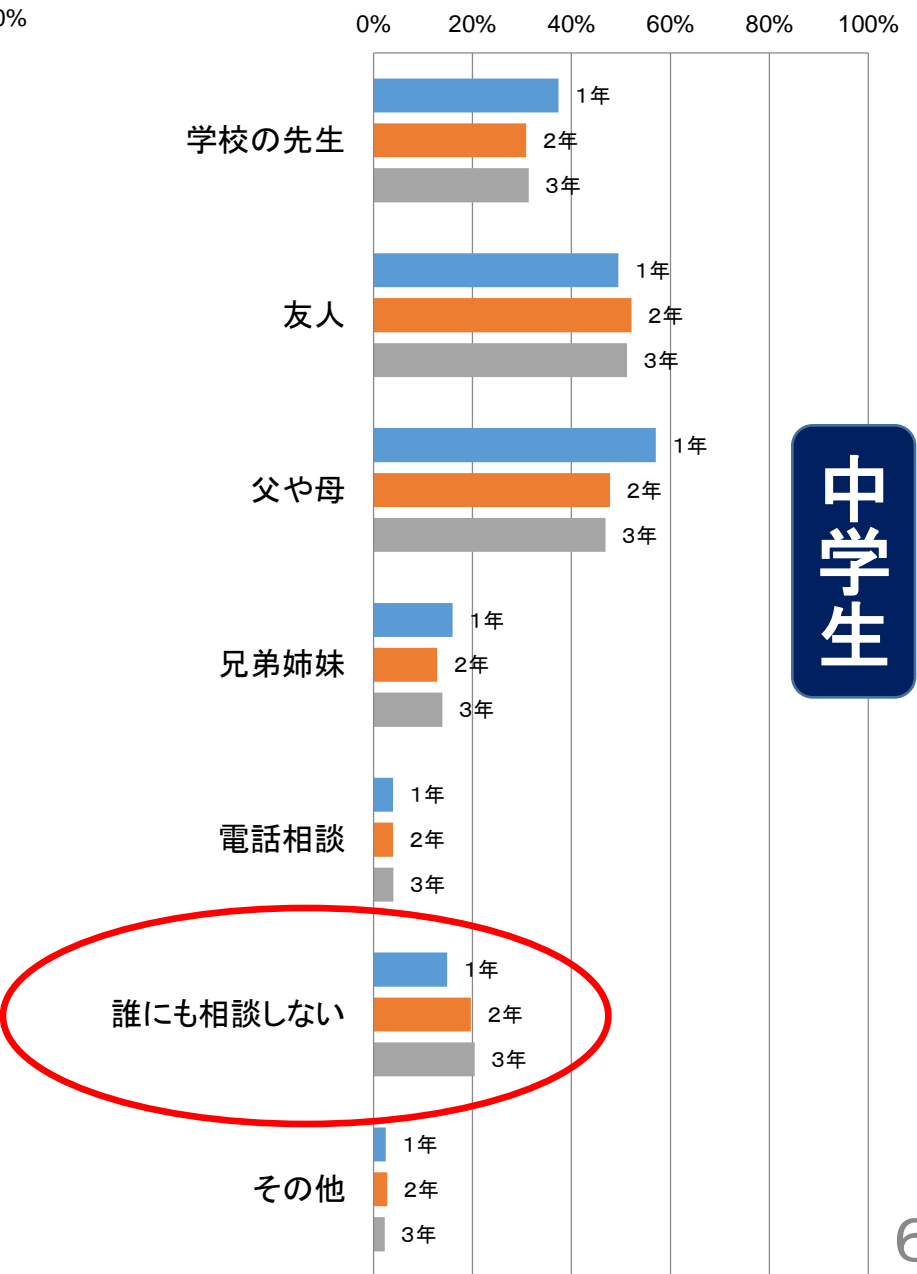
中学生のみ

いじめられた時 誰に相談しますか？

小学生



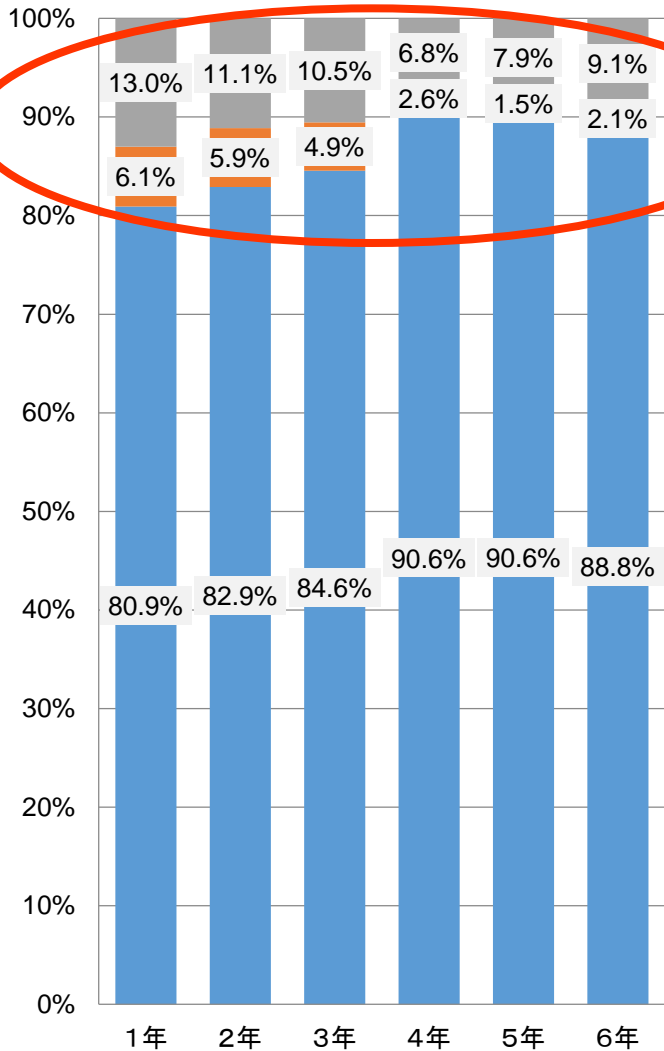
中学生



いじめは許されないことだと思いますか？

いじめは許されないことだと思いますか？
(11月調査)

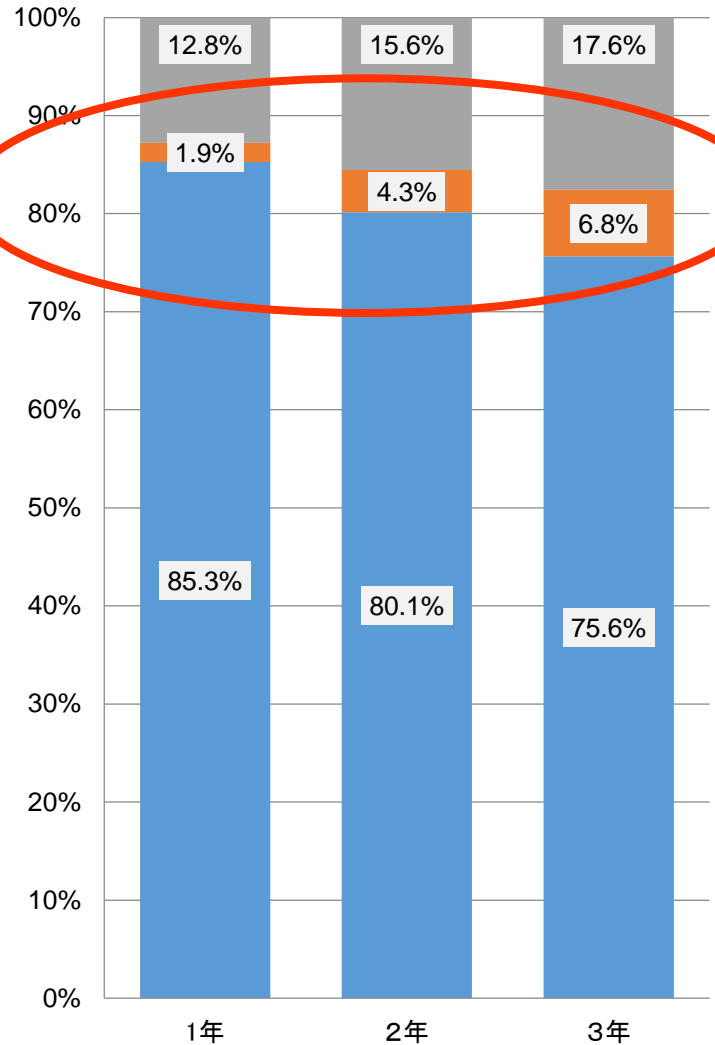
■ よくわからない ■ そう思わない ■ そう思う



小学生

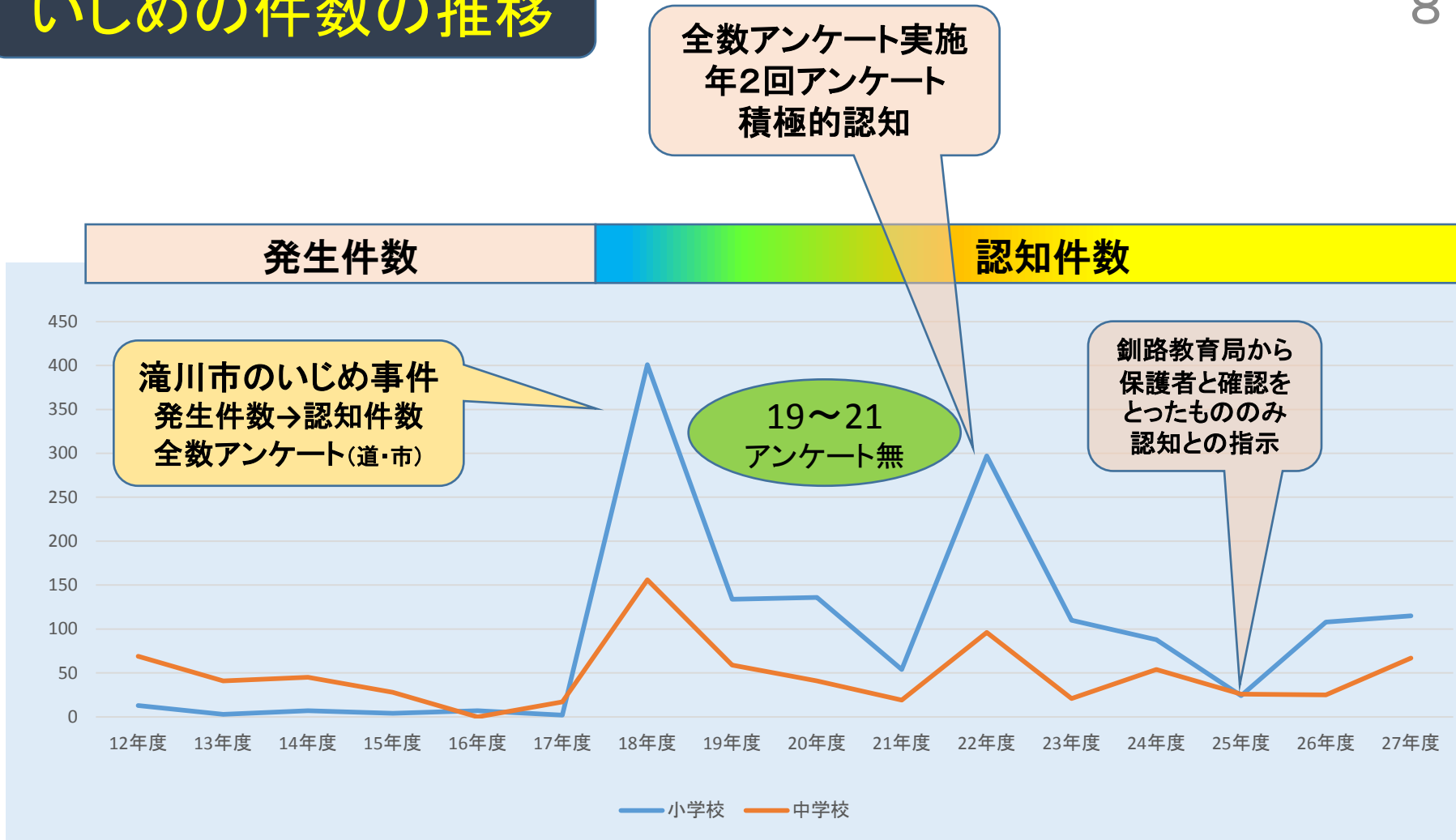
いじめは許されないことだと思いますか？
(11月調査)

■ よくわからない ■ そう思わない ■ そう思う



中学生

いじめの件数の推移



	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	13	3	7	4	7	2	401	134	136	54	297	110	88	24	108	115
中学校	69	41	45	28	0	17	156	59	41	19	96	21	54	26	25	67
合計	82	44	52	32	7	19	557	193	177	73	393	131	142	50	133	182

いじめの認知に関する考え方（文部科学省：平成27年8月17日付け文書）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

3 いじめの認知に当たっての留意事項

上記2「いじめの認知に関する考え方」を踏まえ、各学校において、いじめを積極的に認知するに当たっての留意点として、次のような事項が挙げられます。

いじめの認知に当たっての留意事項

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (4) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- (5) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (6) 次ページに示す「4 具体的な事例」を参照するなどして、いじめについて校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努めること。

「いじめ」については、
どの子供にも、どの学校においても
起こり得るものであることを十分認識し、
いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に
これが生じた際にいかに迅速に対応し、
その悪化を防止し、真の解決に結びつける
ことができたかが重要である。



■いじめの防止等（防止、早期発見、対処）に関する定期的な調査（Q-U、アセス含む）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
文部科学省												児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 【調査Ⅱ】 小・中・高及び特別支援学校におけるいじめの状況等 ※当該年度の状況	
北海道教育委員会		第1回 【調査票1】 いじめの把握のためのアンケート調査 ※4月～アンケート時点までの状況		第1回 【調査票2-1】 いじめの問題への対応状況の調査 【調査票2-2】 いじめを受けた児童生徒の状況及び対応について 【調査票2-3】 通報や調査等により、児童生徒がいじめを受けていると思われるものについて ※6月末日現在の状況			第2回 【調査票2-1】 いじめの問題への対応状況の調査 【調査票2-2】 いじめを受けた児童生徒の状況及び対応について 【調査票2-3】 通報や調査等により、児童生徒がいじめを受けていると思われるものについて ※9月末日現在の状況	第2回 【調査票1】 いじめの把握のためのアンケート調査 ※6月～アンケート時点までの状況		第3回 【調査票2-1】 いじめの問題への対応状況の調査 【調査票2-2】 いじめを受けた児童生徒の状況及び対応について 【調査票2-3】 通報や調査等により、児童生徒がいじめを受けていると思われるものについて ※11月末日現在の状況			
釧路市教育委員会		第1回 【Q-U】 楽しい学校生活を送るためのアンケート						第2回 【Q-U】 楽しい学校生活を送るためのアンケート					
		第1回 【アセス】 学校環境適応感尺度						第2回 【アセス】 学校環境適応感尺度					

「Q-U」：いじめ・不登校・学級崩壊の予防、よりよい教育実践の効果測定を目的として、子供たちの学校生活における満足度を測る標準化された心理テスト

「アセス」：「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的關係」「学習的適応」の6つの側面から、

学校生活への適応感を捉える生活アンケート